

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(平成28年3月3日)

○ 森 智広委員長

本日は、市立四日市病院の審査の続きということで再開をさせていただきます。

整理をさせていただくと、各種資料請求がございまして、また、請求のあった資料を公開するかしないかという部分で、弁護士、また、ご遺族の方々に対する確認をとった上で、こういった現状になっているのかというところからご説明をいただきたいと思います。よろしいですかね。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

事務長の加藤でございます。

先般、3月1日の当初予算の審査の中で、先ほど委員長のほうからありましたように、関係者の方々から公表についての同意が得られなかった部分につきまして、その同意が得られましたので、それを踏まえまして、改めて資料の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 森 智広委員長

そしたら、資料の説明をお願いします。

○ 太田市立四日市病院総務課長

総務課長太田でございます。先日に引き続き、よろしくお願いいたします。

本日お配りしました追加資料でございますが、順を追って説明させていただきます。

まず、17ページをお開きいただけますでしょうか。その前に、先般の資料の中で、マスコミへの公表は希望しないという文書を提出求められておりまして、それについて、相手方代理人の確認をとってということございましてけれども、それについては出していたとしてもオーケーという了承をいただきましたので、16ページに出させていたいただいているところでございます。

そして、17ページでございますが……。

○ 森 智広委員長

済みません、16ページで、まず、なぜ公開をしないという判断したのかというところの説明をもらえますか。16ページの前回の委員会のときに公表しないと判断をした理由ですね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

17ページの文書ということですね。

○ 森 智広委員長

ご遺族の方に同意をとる前に、16ページの資料があったから公開をしなかったわけですよ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。

○ 森 智広委員長

この部分について、まず、なぜ公表しないというふうに至ったのかというところから説明していただいたほうがいいかなと思ひまして。

○ 太田市立四日市病院総務課長

そもそもこれを公表……。

○ 森 智広委員長

しないと病院側が判断した理由ですよ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい、わかりました。それでは、おめくりいただきまして、3ページをごらんいただけますでしょうか。申しわけございません。3ページのほうに13番と付させていただいておりますが、本件の公表につきましては、市立四日市病院医療事故公表基準というのを持っております。こちらに医療従事者が、医療行為遂行において、過失により受診者を市に至らしめた場合、もしくは相当に有害なる結果を与えた場合、医療事故レベル4および5に

つき、原則として公表する。

また、受診者またはその家族への十分な説明と公表に関する書面による同意を得ると、公表の場合は。そして、レベル4というのは、行った医療または管理により、生活に影響する重大な永続的影響が発生した可能性がある場合で、レベル5というのは、事故により死亡、原疾患の自然経過によるものを除くと、こういうような公表基準を持っております。

当院としましては、今回の案件については、医師が業務上当然に払うべき業務上の注意義務を怠ったというわけではないという認識を持っておりましたもので公表をしなかったというところがございます。よろしいでしょうか。

○ 森 智広委員長

あと16ページの説明ですよね。関係者からもこういう依頼があったということですよ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

そうですね。あわせて遺族側の代理人から当院の代理人のほうに、本件の医療事故の公表ないし病院外への報告については、ご遺族の希望は以下のとおりですということで、こちらにマスコミの公表は希望しませんという記載がありましたので、マスコミへの公表はしていなかったということでございます。

市長、市議会への報告につきましては、経過の概要のほか、四日市在住の80代の女性、急性大動脈解離の診断のあり方が問題となった事例という程度にとどめてください。それ以上の患者情報や、具体的な解決内容について、報告は希望しませんというようなことで記載しておりますけれども、先ほど公表基準を話しさせていただきましたが、もともと当院に過失があるという判断をした場合は公表基準ということでございます。当院に過失があるという認識には立っておりませんので、していなかったというところがございます。

○ 森 智広委員長

あと議会からの請求に対しても出さなかったというのは、マスコミへの公表を希望しないというところに配慮したからじゃないんですか。そういうことですよ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

こういう委員会の場ですと、傍聴の方がお見えになります。インターネットでも公開し

ております。記者の方もお見えになることもあります。そういった意味では、資料を出させていただきますと、その方から、インターネットでも公表されるということは、広く一般的に公になってしまうというところを配慮させていただいたというところでございます。

○ 森 智広委員長

ご遺族の方は、議会での報告は認められたけれども、マスコミへの公表は希望しなかったので、公開での、議会での報告を控えて、秘密会ということを提示されたというわけです。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。さようでございます。

○ 森 智広委員長

そこから、再度遺族の方に確認していただいて、17ページの資料が出るということですね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。説明していただいて申しわけございません。

それで、17ページでございます。3月2日、きのう付でございます。ご遺族の方からの文書でございます。ご報告とお願いということで、平成26年5月、この関係についての内容でございます。こちらで、(1)この件について、マスコミなどに対する記者会見を開くことは希望いたしません。上記の件について、示談書・病院側が私たち遺族3名に宛てた謝罪文ほか、示談にかかわる全ての文書について、四日市市議会に対して公表することを要望いたします。また、議会において公開された内容が、マスコミなどに公開されることに関して異議はございません。この件について、病院側が謝罪文の中で述べた、今後、当院といたしましては、様からのご指摘を十分に肝に銘じ、患者さんの立場、また、ご家族のお気持ちに沿うような医療を行っていくよう邁進していく所存でございますとの部分の速やかな履行を望みます。

ただし、(2)(3)について、私たち遺族3人の氏名・住所・連絡先などの個人情報については、非公開としていただくことを厳守願います。ということで3名の方の代理人

からお出しいただいたというところがございますので、こちらの文書で四日市市議会に対して公表することを要望いたしますというようなことで、先般お出しすることが難しいというような話をさせていただいた資料について、ご用意させていただいたところがございます。

それでは、1ページに戻っていただきたいと思います。概略を説明させていただきますけれども、今回の概要につきまして、患者さん、ER受診について、主訴、そのときの所見、診断、初診時の評価というのが1ページでございます。翌日の状況、死亡時の診断。9については、ER受診時の大動脈解離の疑いについてということで、本来、大動脈解離というものは激的な痛みが長く続くという症状がございます。患者様につきましては、その際には、次のような大動脈解離を疑うような明らかな異常所見がなかったことから、大動脈解離は否定的と考えられたということで、大動脈解離に伴う所見であります両上肢の血圧に左右差がなかった。両側の足背動脈の拍動にも左右差がなかったというようなところでございます。

また、11でございますが、このときの判断としましては、腰痛症・筋損傷の疑いと診断した主な理由としましては、体位により痛みの強度に変化があること。痛みの程度等については、激痛ではなく鈍痛であること、叩打痛——骨に響くような痛み——ではなくて、圧痛であったと。こういうようなところから判断をしたところでございます。

先般の梅田の交通事故についても大動脈解離が急性に起こって突然にというような、そのような症状が翌日の朝に起こったのではないかなと推量しているところでございます。

示談に至った経緯でございますが、初診時の診察においては、先ほど申しましたように、明らかな大動脈解離の所見は判断できない症状でございました。当院としましては、明らかな医療過誤には該当しないと判断しました。しかしながら、遺族側の方については医療過誤と主張されておりました。

医療過誤に関するお互いの認識に違いがある中で、双方代理人による協議が行われ、双方の言い分を踏まえ、裁判となった場合を考慮しながら協議を行って、合意に達したというところがございます。経緯については以下のとおりでございます。

先ほどちょっと冒頭に説明させていただきました本件の公表でございます。この公表基準、先ほど申しましたように、過失により死に至らしめた場合は公表するというところでございます。今回の案件については、先ほど申しましたように、当院に明らかな過誤があ

ったという認識ではないので、過失により死に至らしめた場合には該当しないということで、公表の対象ではないというふうなところでございます。しかしながら、遺族側は過誤と主張されております。過誤であったかどうかというのは、これは最終的には裁判で決する、判断するところでございますが、公立病院として遺族を相手方として争うことは避けたいということも考えておるところでございます。そこで、代理人同士の交渉となりまして、その結果、総合的な判断で示談となったということでございます。

市議会、市長へのご報告のところでございますが、上の公表基準によりまして、医療過誤によって患者を死亡させた場合は公表の対象になります。公表させていただく場合は、市議会、市長に報告するところでございます。しかしながら、今回は医療過誤があったかどうかの判断をせずに示談となったため、医療過誤かどうかは不明と。はっきり判断したわけじゃないというところから、公表基準に該当するわけではないということから公表を行わなかったの、事前のご報告も行っていなかったというところでございます。

4ページからにつきましては、申入書ということで、遺族側の代理人からのいわゆる訴えでございます。それが10ページまでございます。

11ページにつきましては、議場のほうでも出されました院長からの文書でございます。

次の12ページでございますが、こちらは示談の前にこちらの代理人のほうから遺族側代理人のほうに送った文書でございますが、公表の考え方というところでございます。本件は死亡事案でありますので、ご遺族の反対がない限りは、当院の基準に従い公表が行われることとなります、公表の方法については、会見若しくはマスコミに対する情報提供という形式になるかと思われましてということでございますが、こちらのほうで私どもの意図でないような、表現の仕方の未熟なところがあったことかと思うんですけれども、意図が伝わりにくかったというところがございます。

説明させていただきますが、当院の基準に従い公表が行われることとなりますというのが米印1となっておりますけれども、これは先ほど3ページで説明させていただきましたその基準に従って、過失により死に至らしめた場合はこういう形で公表させていただくというようなところでございますが、この件については、すべからく公表する事案であるというように受け取られたのかなということを推量しまして、こちらの書き方については、誤解を与えてしまった表現になってしまっていたのかなというところもございます。

それと、次の14ページ、15ページは示談書でございます。

16ページは、先ほどお話しさせていただきましたもので、17ページ、18ページは昨日お

出しただいたところでございます。

そして、19ページでございます。21年度からの過去の示談概要というところでございます。各15件で、こちらにございます合計金額でございます。個別の事案につきましては、ごらんいただいたようなところでございます。示談金額につきましては、示談の際に、示談の金額について、示談内容についても決して口外しないでほしいというようにお話をいただいている方もおみえになります。そういったこともございまして、示談年度で幾らの示談金として出させていただいたかというような書き方をさせていただいております。ただし、5、6、7については、平成23年度から平成25年度と、それぞれ単年度での件数になっておりますので、この部分については3年度合わせての合計金額とさせていただいたところでございます。

20ページでございます。賠償責任保険の約款をとということでございました。約款は、ご存じのようになんかのページになりますので、必要なところを抜粋させていただきました。約款について、第1条のところでございます。こちらで、当社は、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払うということでございます。それでこちらのほうはお支払いしているところで、保険料、保険金として支払っていただいているところでございます。

22ページ以降につきましては、当院でこの案件が医療過誤ではない、過失がないというふうに検討判断したのはどういう形でというようなところございましたので、検討について、こちらのほうで記載しているところでございます。

非常に雑駁でございますが、説明とさせていただきます。

○ 森 智広委員長

お聞き及びのとおりでございます。本日は、院長が見えていませんので、審査という部分は割愛させていただきたいと思っております。方向性として、関係者の同意がとれまして、一連の資料を議会に提出することができませんでした。で、皆様にお配りさせてもらっているんですけども、この資料の確認と、院長以外でも答えられる範囲内での質疑をさせていただきたいと思っております。院長にしか答えられない、院長が答えたほうが適切だと判断した場合には、理事者のほうからそういう旨を伝えていただいて、あす院長の口から発言いただきたいと思っております。

この種の確認、また、事務局レベルでの答えられる範囲内での質疑等ありましたら挙手

願います。

○ 諸岡 党委員

資料の見方の確認だけなんですけど、20、21ページに保険のところを入れてもらってありまして、ありがとうございます。私がお願いしたのが、ミスがなくても保険がおりるよというのがわかる部分を持ってきてくださいというふうに言ったんですが、どこの部分ですか。具体的に教えてください。

○ 太田市立四日市病院総務課長

実際こちらのほうにはミスがなくても払うよというような、約款の中では記載はございません。保険のほう、内容をもうちょっと説明させていただきたいと思うんですけれども。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい。そしたら、ちょっと質問を変えます。

ざっと今読ませてもらったんですけども、支払いができる場合について、20ページの右下の第2条に書かれているんですけども、第2条が途中から切れておって、それでこの中にある、第16条に該当する場合とか、第17条に該当する場合、その16条とか17条が全然見えないので、どういったときに支払いが可能なのかという部分が全然見えてこないんですよ。要するに私が言いたいのは、ミスしたときにも払いますと、そんなことは当然書いていないと思うんですけども、どんなときに払いますというのは絶対書いてあるはずなんですよね。それがこの第2条やと思うけど、第2条が尻切れとんぼで全然見えてないもので、ちょっと追加でいただきたいのと、今、口頭で補足があれば補足をしてください。

○ 太田市立四日市病院総務課長

申しわけございません。2条以下もあした用意させていただきます。

若干説明をさせていただきます。保険会社のほうにもちょっと聞かせていただいたところもございますけれども、本院が加入しております保険については損害賠償でございます、この保険金が支払われる場合としましては、大きく分けて二つございます。訴訟において裁判されて、本院が賠償金を払うべきと判決がされた場合……。

○ 諸岡 覚委員

どこに書いてあるんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

記載がどこかというのは、こちらの賠償責任というところがそこを包含しているというふうに考えているんですけど、書いてあるかどうかは確認させていただきたいと思います。

○ 諸岡 覚委員

書いてあるかわからへんものを持ってこられても、困るやないですか。

○ 森 智広委員長

あしたありますので、口頭説明していただいて、それを補足する資料がありましたら、あすまでに用意していただくということで、きょうは口頭説明にとどめてください。あしたの朝、追加資料をお願いします。

○ 諸岡 覚委員

あしたで結構です。

○ 森 智広委員長

いいですか。

他によろしいですか。

○ 中森慎二委員

2ページの示談に至った経緯のところですが、平成27年5月29日に患者側の代理人から申し入れがあったということから始まったということなんですけれども、本件が医療過誤かどうかという判断については、きょう出していただいた資料の22ページということでのいわけですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。判断させていただいた、22ページからのものということで考えております。

○ 中森慎二委員

そうすると、この経過の中で、平成27年5月29日以前の平成26年12月2日に、これが医療過誤であるかないか——この会議体の名称も何も書いていないのでわからないんだけど、それもちょうと書くべきだと思うんですけど——どういう規定に基づいて開催された、医療過誤ではないという判断をされた会議体であろうと思うんですが、その位置づけを示せるものも資料として出してください。

ということは、2ページの経過の、5月29日の前に会議体が開かれていると。この会議体が開かれたのはどういう意味で開かれたのか。そこもちょっと教えてください。

○ 太田市立四日市病院総務課長

それは資料として提出させていただきます。

○ 森 智広委員長

どうですか、全部。

○ 中森慎二委員

今、答えられたら。

○ 森 智広委員長

答えられる範囲で、答えられなければ、あしたということで発言してください。

○ 中森慎二委員

資料はもちろん出してほしいんですが、答えられる部分は今答えてください。

○ 太田市立四日市病院総務課長

この件については、裁判所のほうから証拠保全というものが出されまして、その場合は裁判とか訴訟とかを前提にされるものでございますので、その提出を求められたということは、医療的なことということで判断して、院内で検討したというところでございます。

○ 森 智広委員長

その時系列はわかりますか。

○ 埜々医事課長

証拠保全——四日市の裁判所からの証拠保全ですが——これは平成26年8月25日に相手側の弁護士からの要請があって、裁判官が来ていただいてカルテ等を持っていかれました。その後、相手側の弁護士からカルテを読まれて、質問が来ました。それが平成26年10月21日でございます。その照会について、当院の代理人から回答をさせていただいております。それが平成26年12月5日でございます。

○ 中森慎二委員

資料が何もついてないじゃない。経過についても、今言った期日なんて何も書いてないじゃない。だから、私、今聞いたんです。どうしてこういう医療過誤かどうかという判断の会議は何を機会に開かれたの。この示談に至った経過を見たってその期日が出てこないじゃない。年月日が合わないから聞いているんじゃないの。だから示談に至った経過が全部漏れているじゃない、前が。慰謝料の申し入れがあった前に何かあったわけでしょう。ないのに、いきなりここに来たわけですか。今、課長が言ったの全然違うじゃないですか。資料不足じゃない、それは。

○ 太田市立四日市病院総務課長

申しわけございません。きのういただいた中で、示談についてのというところで、慰謝料の申し入れというところからこれが始まったというふうな認識でございましたけれども、先ほどの資料について、あした用意させていただきたいと思います。

○ 中森慎二委員

そんなの用意するの当たり前じゃない、時点の話をしているのに。おとつ私が出した医療過誤を判断した会議体も何日かという話もしたように、それが全てこの事象に関するスタートラインのところに含まれているわけじゃないですか。だから一連のものとして、全部ちゃんと明らかにして報告しないとだめですよ、それは。

○ 森 智広委員長

時系列という部分だけの資料というのを作成してください。

○ 中森慎二委員

それと、それに関連する先方の代理人から来た文書なり、答えたものもあるはずなので、それは全部つけてください。

それから、12ページのところで、課長が公表の考え方について誤解を与えたかもわからないということを今言われたんだけど、この文書の代理人は病院側の代理人ですよ、弁護士。この代理人、弁護士が遺族の代理人に提出する文書について、病院内で決裁を受けてないの、勝手に代理人が出しているんですか。今そのような判断、誤解を招いたかもわからないなんていうような表現を使っているということは、誰がこの内容を認めたんですか、病院の中で。

○ 太田市立四日市病院総務課長

この内容については、病院内でも確認はしているところでございます。この内容の文書が当院の弁護人から相手側の弁護人に出すということは、病院側も承知しておりました。

○ 中森慎二委員

承知しておるんだったら、誰が決裁したの、これ。院長が認めたんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

院長に確認していただいています。

○ 森 智広委員長

院長が確認しているということです。

○ 中森慎二委員

じゃ、病院として、遺族が誤解を招くような内容の文書を承知して代理人から遺族に渡していると、そう認識したらいいわけですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

申しわけございません、そのときには。今読み返してみると、誤解を与えるような表現であったというようなことで反省しているところでございます。

○ 中森慎二委員

それから、3ページの本件の公表についてというところは、先ほど時系列の中で話が出ていた、2014年12月2日の病院内による医療過誤ではないという検討会議の結果がここにあるという考え方なんですよね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

22ページ以降の会議の検討の結果、これについては、病院の公表基準に該当しない、明らかな過失に当たらないというふうに判断したところでございます。

○ 中森慎二委員

その医療過誤ではないと判断したというのは、22ページの資料、2014年12月2日、17時半から19時半まで健康教室で開かれた、院長も参加をされている会議体の中で、これで医療過誤ではないとどこかに書いてあるんですか。医療過誤ではないと判断したというのはどこに書いてあって、誰が決裁しているんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

それは、院長が出席していますので、あした院長のほうからご回答させていただきます。

○ 中森慎二委員

じゃ、質問を変えます。3ページの14番、これは大変重要なことだと私は思うんだけど、市長への報告も行っていないと。設置者である市長への報告も行っていない。議会はもちろんですけれども。ですので、マスコミへの公表ということと報告と、庁内含めて議会への報告ということは、レベルが私は違うと思うんですね。遺族の問題もあって公表を差し控えたというのは百歩譲ったとしても、報告ということも行われていない。これは事実なんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

市長への報告も行っておりません。

○ 中森慎二委員

一遍市長にも出席いただいて、そのことを聞きたいなと私は思うんだけど、設置者として本当に情けない話じゃない。1000万円の示談金が支払われているような事象について、一定の報告もなされていない。こんなことがあっていいんですかね。私は全く考えられないんですよ。これも院長にも、市長にも聞きたいと思うんだけど、19ページ、過去の示談が平成21年度から27年度で15件あって、5258万9310円が支払われていると。この件も市長に全く報告されていないわけですね。そういうことですね。

○ 森 智広委員長

どうでしょう。

○ 太田市立四日市病院総務課長

市長に報告しておりません。

○ 中森慎二委員

委員長ね、私はこんな状態になっている病院の体制、体質というのかね、医療過誤ではないという判断も自分たちがしているわけですよ。しかし、裁判になれば負けるおそれもあるということから示談に持ち込んで示談金を、議会の報告もなし、設置者たる市長への報告もなしのまま五千数百万円が既に支払われてきていると。保険金で支払われているというもののね。でも、その保険金をかける掛金の原資は企業会計、病院会計の予算の中から支払われていると、公金としてね。そういう事実からすると、この体質はちょっと改めていただく必要があると思うんです。あした院長がお見えになるので、改めてお尋ねしますが、一連の資料をもう一度、今指摘したことは手直しをしてもらうにして、そういったことも含めて、市長の出席もある場面では私は求めたいと思うんですが、病院としてのやりとりを確認した上で、また時期を見て委員長に提案したいと私は思います。

○ 森 智広委員長

わかりました。あすの経過を見てということで、一旦それは留保ということで。
他に確認事項あります方、いらっしゃいますか。

○ 諸岡 覚委員

確認というより、どっちかという議事進行の提案なんですけれども、今、中森委員が言われたのには賛同します。ただ、予算の審議というのからちょっと外れてきているのかなという気もするもので、ほかの部分については全部終わっているんで、一旦採決して、予算委員会は一旦終わらせた上で、協議会に移してやられたらどうかなとちょっと個人的には思うんですが。

○ 中森慎二委員

予算委員会と全く外れていないと私は思います。今、資料が提出されていた損害保険の支出は病院の予算から支出されているんですよ。その支出に伴って支払っているのが、この保険ということじゃないんですか。病院からちょっと答えてください。もしくは事務長のポケットマネーで保険金を払っているんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

病院の会計のところから保険料を支払って、そこから保険金が支払われているというところでございます。

○ 中森慎二委員

ということは、こういうような議会にも報告されないような保険金の支出が伴うような予算支出が28年度も計上されていると。ここのことは私は問題だと思っているので指摘をしているわけです。ですから、全く予算と関係ある話です。

○ 森 智広委員長

諸岡委員の提案があったんですけども、まだ予算の予備日もあるということですので、あす以降にも延びるようでしたら考えますけれども、とにかくまだあしたの予備日ということで日程を確保してありますので、あすの審議を待っての判断とさせていただきたいと思っております。ですから、採決は留保ということで、一旦留保させていただきます。

他によろしいでしょうか。

(なし)

○ 森 智広委員長

ないようですので、本日の委員会は閉じさせていただきますけれども、あす以降の流れとしまして、あす朝一番、10時から院長も含めた形で審議のほうに入っていきます。

きょう請求のあった資料を確認します。示談に至ったスケジュールを詳細にもう一度まとめていただきたいということと、そこに弁護士とのやりとりのデータも含むという中森委員からの要求がありました。また、院長には個別に医療過誤ではないと判断した理由というものを説明していただくということ。保険の追加資料と保険の説明ですね、支払い対象の説明。この4点ですね。この4点について、あす継続的に審議を行いますので、よろしく願いいたします。

○ 中森慎二委員

もう一つ。医療過誤と判断した会議体の名称とそのルールのなものがあるのであれば、それも教えてください。

○ 森 智広委員長

医療過誤ではないと判断した会議体、一般的に市立四日市病院で設けている体系、フローみたいなものも含めてですかね。

○ 中森慎二委員

ですから、医療過誤検討委員会というのか私わかりませんが、そういうものが設置されているのであれば、その名前でしょうし、今までなくて、たまたま今回のケースに対応するためにつくった会議体であれば、名前がないのかもわかりませんが、医療過誤で過去五千何百万円も払われているという示談の部分でね。であれば、その都度開かれているはずですよ、過去からも。ですから、その常設の会議体があり、その中にこの案件を提示をして検討した結果、医療過誤ではないという判断をされた。その会議体とその会議体の約束事みたいなものがあるんでしたら示していただければありがたいです。

○ 森 智広委員長

わかりました。医療過誤ではないと判断した理由とその枠組みですね、体系。どういう体系立って判断したのかというところをお示しいただくということです。よろしいですか。

○ 日置記平委員

今、中森委員は関係あると言われた、諸岡委員はこれは別ではないかと言った。意見が二つあったので、これちょっと精査しておいてください。

○ 森 智広委員長

わかりました。先ほど申し上げましたように、あすまだ予備日ですので、予定の範囲内ですので、あしたを超えてくるようでしたら、そういった整理というのをさせていただきたいなと思います。

○ 日置記平委員

これ、今後の参考にもなるので、この件ね。二つ意見が出てきたのでね。

○ 森 智広委員長

わかりました。適宜、そういう時間をとらせていただきたいと思いますので、まずは10時からの審議に臨んでいただくということでご理解していただきたいと思います。

では、本日の産業生活常任委員会を閉じさせていただきます。またあしたよろしくお願ひします。

13：41 閉議